

第 4 回 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議
議事要旨

1. 日 時 令和 6 年 12 月 16 日（月）14:00～15:30
2. 場 所 紀尾井カンファレンス セミナールーム C, D
3. 出 席 者 別紙 1 のとおり
4. 議 事 別紙 2 のとおり
5. 議事概要

- 冒頭、国土交通省住宅局長より挨拶
- 国土交通省住宅局建築指導課長より資料 1 について説明
- 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）より資料 2 について説明
- 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官より資料 3－1 及び 3－2 について説明
- 各団体より円滑施行に向けた取組、意見・要望等は以下のとおり

【日本建築行政会議 指定機関部会】

- ・毎月、部会で検討を行い、審査検査の過程で起きる計画変更や完了検査における省エネ基準への適合に係る検査への対応など、改正法施行後の実務で必要な情報を会員（指定確認検査機関）に向けて提供している。
- ・今年 10 月に開催された日本建築行政会議の全国会議では、改正法関連情報を伝達した。
- ・来年 1 月には、住宅性能評価・表示協会との連携により、各機関の準備状況に関するアンケートを実施し、情報共有を行う予定である。

【住宅性能評価・表示協会】

- ・省エネ基準の適合判定の審査マニュアルを協会独自で作成し、審査者に向けて対面での説明会を実施した。（全国 9 都市計 12 回、延べ 1,200 名）
- ・国土交通省との連携により、会員機関をはじめ外部の申請者向けに研修会や説明会を実施している。（内部の研修会：239 回、外部の説明会：107 回）
- ・審査体制の拡充に向けては、混乱が生じないように、新たに 1,000 名以上の住宅性能評価員の資格者が省エネ適合性判定の業務に当たる見込みである。
- ・指定確認検査機関との連絡会を行うなど、各機関へのサポート体制を構築したい。

【住宅生産団体連合会】

- ・プレハブ建築協会では、国土交通省と連携し、設計推進者向けに、施行日前後の取扱いや省エネ適判を省略する場合の扱いなどの質疑応答を中心に説明会を実施した。
- ・日本ツーバイフォー建築協会では、設計等の実務者向けに、仕様規定に従った内容に関する説明会を実施した。（約 1,500 名、計 14 回）
- ・全国住宅産業協会では、会報誌やメルマガ等による周知のほか、説明会を 4 回実施した。
- ・日本木造住宅産業協会では、設計実務者向けに、東京・大阪・名古屋での講習会を実施した。
- ・輸入住宅産業協会では、ツーバイフォーの申請審査マニュアルのポイントを中心に説明会を実施した。

【JBN・全国工務店協会】

- ・ 4号特例の縮小関連については、中小工務店の会員向けに、情報提供や説明会を1年以上前から実施してきた。
- ・ 全国規模の交流会では、新築と既存の住宅について勉強会や意見交換を実施し、それぞれ200名程度が出席した。
- ・ 国土交通省との連携により、大規模修繕・模様替えに関する説明会を全国建設労働組合総連合と共催する予定である。
- ・ 来年度は、既存住宅への対応に関する情報を会員に向けて発信していきたい。

【日本建築士会連合会】

- ・ 設計等実務講習会は13県の建築士会で実施し、延べ2,480人が参加する予定で、講師向けの講習会は11月に国交省の協力で実施した。
- ・ 9府県の建築士会において、サポートセンター業務を担っていくことになっているが、サポート員の養成が課題となっている。
→ 国土交通省より、「おそらく人員体制の課題と考えられるが、都道府県単位で情報共有や議論いただくとともに、具体的なご要望があれば相談ください。」と回答

【日本建築士事務所協会連合会】

- ・ 全国で講習会や説明会を開催しているほか、全国の事務所の状況を常に注視する体制を整えている。
- ・ 建築士サポート体制については、15都道府県で運用しており、住宅センターや建築士会、指定確認検査機関等と連携して対応しているところが多く、ノウハウの共有が重要と考えている。
- ・ 今後も、各団体と連携しながら、省エネの普及に向けて取り組んでいきたい。

【日本設備設計事務所協会連合会】

- ・ 建築物省エネ法の制定時から関連業務に取り組んでいるが、今回あらためて、省エネ設計及び工事監理に関する講習会を全国6ブロックにおいて予定している。
- ・ 建築士サポート体制に関しても、要請に対して協力するよう、各都道府県協会に周知した。
- ・ 省エネ関係の相談窓口（建築物省エネアシストセンター）では、相談案件が増えており、丁寧に対応するとともに、ホームページに公表のQ & Aについても充実を図っていく。
- ・ 今後、省エネ業務にしっかり対応できる設備設計事務所の役割がますます重要となるので、専門団体としてそうした期待に応えられるように努めていきたい。

【中大規模木造プレカット技術協会】

- ・ 資料2の1頁に記載されている「2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル【経過措置対応版】」は、現在公開されている11月改訂の『2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル』とは異なるもので、窓口のみで配布されるのか。連絡会議のメンバーにもテキストを共有してほしい。

→ 国土交通省より、「経過措置対応版となるため、別のものであり、積極的に提供するというわけではなく窓口での配布を予定している。各団体への提供も行う。」と回答

【全国住宅産業地域活性化協議会】

- ・全国の各地域支部での周知活動として、7会場で4号特例縮小と省エネ適合義務化の対策セミナーを実施した。
- ・地域の工務店では、構造計算の外注が多い状況が見受けられるため、改正法施行日前後に外注先への集中依頼や審査機関の遅れが懸念される。当協議会としては、周知と計算業務・納材サポートに尽力していきたい。
- ・長期優良住宅や住宅性能評価を受けた建築物について、建築確認の構造審査の省略を検討していただき、何かしらの指針を出してほしい。

→ 国土交通省より、「基準がそれぞれ異なり、法律上も難しい。指摘として受け止めたい。」と回答

【住宅リフォーム・紛争処理支援センター】

- ・改正法の施行に向け、今後、消費者のみならず事業者からも改修工事に関する手続き等の見直しについて相談を受けることが見込まれることから、一般的な質問には 当財団の相談員が対応できるよう、Q & Aを作成して準備を進めている。
- ・Q & Aは関連団体に周知し、リフォーム業界が適切に対応できるよう環境整備を図ってきたい。

【不動産流通経営協会】

- ・省エネ性能の低い既存建築物への対応について議論を深めていただきたい旨を第1回連絡会議で要望したところ、国土交通省で検討いただいております、感謝したい。
- ・住宅の販売・賃貸時に不動産仲介業者が広告を行う際、景品表示法や不動産の表示に関する公正競争規約（優良誤認等の不当表示が禁止）を踏まえ、消費者等からの誤認が生じないよう、取引仲介の現場ではチェックを行っているが、同業他社から依頼を受けて仲介会社が広告主となる場合には今以上の負担が課されることになり、積極的に表示するインセンティブがわきにくいといった課題が想定される。公正競争規約に反しない円滑な運用や省エネ性能表示制度の定着を図っていくために、当協会としても引き続き検討を進めるとともに、国土交通省に相談もしていきたい。

○国土交通省住宅局大臣官房審議官より閉会の挨拶

以上